

## 赤松円心の建武政権離反

花田卓司

はじめに

赤松氏は室町幕府のもとで播磨・備前・美作三ヶ国の守護を務め、侍所頭人に就任する四職家の一つとして幕政上に重きをなした。かかる枢要な地位を占める起点となったのは、建武三年（二三三六）二月に足利尊氏が九州へと敗走する際、赤松円心が持明院統の光厳上皇から院宣を獲得するよう進言し、自身は播磨に踏みとどまって新田義貞率いる官軍の追撃を食い止め、尊氏の再起を強力に支援したところに求められる<sup>①</sup>。

円心がなぜ持明院統の擁立を発想し得たのかについて、近年、市沢哲氏は興味深い指摘をしている。元弘三年（二三三三）二月、護良親王の側近だった子息赤松則祐がもたらした令旨に応じて挙兵した円心は、殿法印良忠ら親王側近を自陣に迎えることで「官軍」の立場を明示し、周辺勢力を動員した。また、同年三月の京都攻撃で六波羅探題に大敗した際は、同行していた中院定平を「聖護院宮」と偽って兵を集め、態勢を立て直したと『太平記』に描かれている。円心がこうした「手だれた」行動をとれたのは親王側近が陣中にいたからであり、九州敗走という尊氏の危機にあたり持明院統の擁立を進言したのも、倒幕戦で親王側近とともに戦った経験を通じて天皇や皇子を合戦に利用する術を身につけていたからであるという<sup>②</sup>。

赤松則祐もまた、観応の擾乱で旧主護良親王の遺児興良親王を奉じて

活動し、流動的だった家督の継承を決定づけるとともに、正平一統の立役者となって幕府内での立場を確立している<sup>③</sup>。護良親王との関係は、赤松氏にとって単なる人脈の問題にとどまらず、以後の行動の「モデル」を提供した点でも重要な意義をもったのである。

一方で、護良親王との近い関係は建武政権下における赤松氏不遇の原因にもなったとされている。鎌倉幕府滅亡後、護良親王は足利尊氏と対立し、これを排除しようとする動きをみせたが失敗し、建武元年（二三三四）十月に参内したところを後醍醐天皇の命令によって捕縛され、同年十一月に鎌倉配流が決定した。護良親王が失脚に至った背景には、彼が倒幕戦中に発した令旨への対処をめぐる父後醍醐天皇との軋轢も影響したと考えられている<sup>④</sup>。親王の有力な与党だった赤松円心も建武政権でさして抽賞されず、播磨守護職は得たものの、播磨国司には新田義貞が起用された。その上、親王の失脚にともなって播磨守護職を解任されたために立場を失い、わずかに本領である播磨国佐用荘を安堵されるにとどまったことを不満に思い、後に建武政権から離れて尊氏に与した、というのが現在までの通説的理解である<sup>⑤</sup>。

しかし、護良親王の失脚によって円心が建武政権下での立場を失ったという点については、これと齟齬する史料が存在する。また、冒頭に記したように円心は京都で敗北した尊氏の窮地を救う役割を演じたが、なぜ護良親王の政敵であり失脚の要因でもあった尊氏を積極的に支援した

のかという疑問も生じる。

そこで本稿では、赤松円心が建武政権から離反するに至った事情をあらためて検討してみたい。

### 一 赤松円心による護良親王派残党の討伐

建武政権下の赤松円心の動向をうかがえる史料は少なく、倒幕の恩賞として播磨守護職に補任された時期も正確にはわからない。そうしたなかで注目されてきたのが【史料一】である。

【史料一】九月二十二日赤松円心書状<sup>⑦</sup>

二条殿御評定所可<sup>⑧</sup>造進<sup>⑨</sup>之間、為<sup>⑩</sup>彼材木、可<sup>⑪</sup>令<sup>⑫</sup>採<sup>⑬</sup>用三方山  
 柚<sup>⑭</sup>候。御領内柚人等悉雇<sup>⑮</sup>給候者、悦存候。恐々謹言。

九月廿二日

円心<sup>(赤松)</sup>  
 (花押)

安積四郎左衛門入<sup>(道脱カ)</sup>とのへ

高坂好氏は「二条殿御評定所」を後醍醐天皇の里内裏である二条富小路殿に置かれた評定所と解釈し、【史料一】を元弘三年(一二三三)に比定して、建武政権下で円心が播磨守護に在職していた徴証と位置づけた。<sup>⑧</sup>ところが近年、前田徹氏によって【史料一】の円心花押の形状が暦応二年(一二三九)以降のものであることが指摘されている。<sup>⑨</sup>建武政権期における円心の守護在職を示す数少ない根拠に疑問符がついたわけだが、次の史料により円心の守護在職が判明する。

【史料二】建武元年八月二十日後醍醐天皇綸旨<sup>⑩</sup>

播磨国守護職不<sup>⑪</sup>可有<sup>⑫</sup>相違<sup>⑬</sup>者。

天气如<sup>⑭</sup>此。悉<sup>⑮</sup>之。以状。

建武元年八月廿日

左中將<sup>(中院具光)</sup>  
 (花押)

赤松播磨守館<sup>(道脱カ)</sup>

【史料二】の「不<sup>⑪</sup>可有<sup>⑫</sup>相違<sup>⑬</sup>」との文言は安堵の際に用いられるので、【史料二】は新たに播磨守護職に補任するのではなく、円心に守護職を安堵した綸旨とみなせる。宛先が「赤松播磨守館<sup>(道脱カ)</sup>」と守護宛てになっている点もこの解釈を補強するだろう。『太平記』の「さしもの軍忠なりける赤松入道円心には、佐用庄一所を行はれて、播磨の守護職をば幾程なくして召し返されてけり<sup>⑭</sup>」との記載や護良親王の征夷大將軍解任時期をもとに、新田義貞が播磨守に補任された元弘三年十月末前後に播磨守護職も円心から義貞に交代したとの見方もあるが、だとすれば、【史料二】によって義貞は一年にも満たない建武元年八月に解任されたことになる。当該期に義貞が解任される特段の理由は見当たらないため、円心は倒幕後に播磨守護職に補任されてから、少なくとも建武元年八月二十日までは在職し続けていたとみてよいのではないだろうか。

さて、円心の守護解任が建武元年十月の護良親王失脚と関連付けて説明されてきたことは、「はじめに」で述べた通りである。この説は、円心が倒幕戦から護良親王の失脚に至るまで親王と親密な関係にあり続けたことを前提としている。しかし、以下に示す【史料三】はこの前提に再検討を迫る内容を含んでいる。

【史料三】十二月十六日日静書状<sup>⑮</sup>(傍線は引用者)

(前略)

一、二品親王御遠流定披露候歟。御供奉被<sup>①</sup>召籠<sup>②</sup>之処、日記先度令<sup>③</sup>進候間、備<sup>④</sup>御覽<sup>⑤</sup>候ぬらん。此人々今月十三日、於<sup>⑥</sup>六条河原<sup>⑦</sup>被<sup>⑧</sup>切候。言語道断之命令<sup>⑨</sup>見物<sup>⑩</sup>。凡哀者何れも大方の事に候中、南部次郎殿最初に被<sup>⑪</sup>切候こそ、都目もあてられず。なにしにいて、親たりうき作法見聞仕候哉と覚て候けれ。はら殿御心察申候。九日より京中以外騒動候。阿<sup>⑫</sup>河<sup>⑬</sup>に朝敵充滿し、山崎よりせめいり候間、宇<sup>⑭</sup>宮<sup>⑮</sup>・赤松入道賜<sup>⑯</sup>打手<sup>⑰</sup>、早速追返候了。仍仁定寺に

構<sup>⑫</sup>三城<sup>⑬</sup>、引籠候を、宇津宮ついで責候。即昨日<sup>⑭</sup>、打落頸数令<sup>⑮</sup>持参<sup>⑯</sup>一候。是大塔殿御所為候也。其外京中処々にて日々被<sup>⑰</sup>召取<sup>⑱</sup>人数、難<sup>⑲</sup>及<sup>⑳</sup>言語<sup>㉑</sup>一候。(中略)

十二月十六日

僧日静(花押)

これは在京していた日蓮宗の僧日静(身延山東之坊日静<sup>⑲</sup>)が身延山の関係者に宛てたとみられる書状である。本書状には、「二品親王」の遠流決定にもなつて彼に従っていた人びとが捕らわれ、十二月十三日に六条河原で斬首されたこと、南部次郎が最初に斬られたこと、十二月九日に阿賀河(撰津国芥河)に集結した朝敵が山崎から京都に進撃してきたため、宇都宮公綱と赤松円心が迎撃したこと、宇都宮公綱は仁定寺(忍頂寺)に籠つた朝敵を攻撃して多数の頸を持参したこと、今回の朝敵蜂起は大塔宮護良親王の仕業であること、などが記されている。

戦前以来、この史料は元弘二年(一一三三)に比定されてきた。岡見正雄氏は【史料三】をもとに「赤松氏は最初幕府側に居り、大塔宮の令旨に依り元弘三年には後醍醐天皇側に応じたのではなからうか」と述べ、以後の研究でも赤松円心がはじめ鎌倉幕府御家人ないし六波羅探題指揮下の武士として、護良親王や楠木正成らの討伐に従事していた証左と位置づけられている。<sup>⑳</sup>

これに対し、森茂暁氏・工藤弘樹氏は【史料三】を建武元年(一一三三)のものともみなしている。<sup>㉑</sup>両氏とも年代比定の具体的根拠を挙げていないが、二〇一二年に兵庫県立歴史博物館で開催された特別展「赤松円心・則祐」の図録で日静書状の解説を執筆した前田徹氏は、①冒頭の「二品親王」を尊良親王に比定した場合、同親王の配流が決定したのが元弘二年三月なので、十二月の書状で話題に上がるのには違和感がある、②尊良親王は元弘三年六月日宮野教心着到状<sup>㉒</sup>で「一品親王」と呼称されており、配流後に一品になったとは考えがたく、逮捕された元弘元年(一一三三)

十月時点ですでに一品だったと思われる、③「二品親王」を護良親王に比定すると、彼の鎌倉配流を甲斐国身延山に伝えた内容として整合的に理解できる、などの理由から【史料三】は建武元年とみるべきであると指摘した。<sup>㉓</sup>本稿も前田氏の見解に従いたい。

【史料三】を建武元年十二月の書状とみた場合、護良親王の逮捕・流罪に反発して蜂起した「朝敵」、すなわち親王派の残党を宇都宮公綱と赤松円心が討伐したという傍線部の記述は重要である。従来説かれてきたように円心が親王与党とみなされて守護解任・左遷の憂き目をみたのであれば、そのような人物に後醍醐天皇が親王派の残党討伐を任せるとは思えない。また、守護職を解任されて不満を抱いたであろう円心が、かつての同志たちを討伐するような役目を引き受けるとも考えにくい。よつて、円心は護良親王が失脚した建武元年十月前後の段階ですでに親王派ではないとみなされていたために連座を免れ、親王派の残党討伐に派遣されたと考えるのが自然である。

では、円心と護良親王とが袂を分かつた時期はいつであろうか。『梅松論』によれば、護良親王は建武元年六月に後醍醐天皇の密命をうけて尊氏襲撃を企てて失敗したという。<sup>㉔</sup>この時点で後醍醐天皇が尊氏暗殺を図るとは考えがたく、『梅松論』の記述を全面的に信用するわけにはいかないが、『太平記』や『保暦間記』にも親王が尊氏を討とうとしていたと描かれている。<sup>㉕</sup>いずれも確実な史料では裏付けられないものの、後醍醐天皇や尊氏との対立によって政権内で孤立しつつあった親王が、建武元年夏ごろに尊氏排除の動きを先鋭化させつつあったとみることは許されるだろう。

そこであらためて注目したいのが、先に挙げた【史料二】である。【史料二】によって円心は建武元年八月に播磨守護職を安堵された。この時期に守護職を安堵する論旨を獲得したのは右のような護良親王の動きと

無関係ではあるまい。すなわち、円心は護良親王の急進的な行動を憂慮し、次第に距離をとるようになっていたのではないだろうか。一方の後醍醐天皇にとつても、親王を逮捕する上でその有力与党を切り崩しておく必要があった。<sup>23)</sup>【史料二】の守護職安堵の綸旨は、こうした両者の思惑が合致した結果として発給されたものと位置づけられる。円心は建武元年八月に親王と決別することで守護職を確保し、後醍醐天皇の命を受けて親王派の残党討伐に従事した建武元年十二月までは播磨守護職に在職していたと考えられるのである。

## 二 赤松円心の守護解任と建武政権からの離反

前節では護良親王の失脚によって円心が播磨守護職を解任されたとする従来の見方に対し、日静書状の内容から、円心は親王と手を切る選択によって守護職を確保したと論じた。しかし、結局円心は建武政権下で守護職を失うことになった。

【史料四】『太平記』第十六卷「新田義貞進発の事」(傍線は引用者)

さらば、やがて赤松を退治すべしとて、斑鳩の宿まで打ち寄せ給ひければ、赤松入道円心、小寺藤兵衛尉を以て、新田殿へ申しけるは、「円心、不肖の身を以て、元弘の初め、大敵に当たり逆徒を攻め退けし事、恐らくは第一の忠功とこそ存せしに、恩賞の地、降参不義の輩よりも、なほ卑しく候ふ間、一旦の恨みによつて、多日の大功を棄て候ひき。さりながら、兵部卿親王の御恩、生々世々忘れ難く存じ候へば、全く御敵に属し候ふ事、本意とは存ぜず候ふ。所詮、当国の守護職をだに、綸旨に御辞状を添へて下し賜り候はば、元の如く御方に参じ、忠節を致すべく候ふ」と申したりければ、義貞朝臣、これを聞き給ひて、「この事、さらば子細あるまじ」と、やがて京都

へ飛脚を立てて、守護職補任の綸旨をぞ申し成されける。その使節の往反、すでに十余日を過ぎける間に、赤松、城を拵へすまして、「当国の守護国司をば、將軍より給はつて候ふ間、手の裏を翻すやうなる綸旨をば、何かは用ゐる候ふべき」と、睨つてこそ返しけれ。

【史料四】は、建武三年(二三三六)二月に尊氏が九州へ敗走した後、尊氏追討のために西国へ出陣した新田義貞を円心が播磨で足止めした際の著名なエピソードである。ここで円心は播磨守護職再任を要求しているので、建武元年十二月以降のいずれかの時点で守護職を失っていたと考えられる。円心の後任として播磨守護職に補任されたのは、先行研究でも指摘されている通り、播磨守だった義貞である。

ここで注目しておきたいのは、傍線部の「綸旨に御辞状を添へて下し賜り候はば」との表現である。『日本国語大辞典 第二版』(小学館)を引くと、「辞状」には「令制で、下から上に出す公文書」、「職を辞退する意思を記して上申する文書」の意味とともに、「平安中期から鎌倉時代にかけて見られる、公文書の辞の書式を用いて作られた私文書。讓状、売券、借券などの一部にある。また、南北朝時代以降、官職とそれに伴う私的権益との区別がいまいになり、官職への任命が権益の譲与として観念されるようになると、転じて任命書を辞状と呼ぶ場合も生じた」と記され、用例として【史料四】の傍線部が挙げられている。これを踏まえるならば、傍線部前後の解釈は「播磨国守護職について、後醍醐天皇綸旨に守護補任状を添えて賜りますならば、元のように後醍醐天皇のお味方に参じ、忠節を励む所存です」となる。

だが、建武政権下の守護職補任は後醍醐天皇綸旨をもって実施されており、綸旨とは別に補任状が発給された事例は管見に触れない。したがって、綸旨に補任状を添えて出すという右の解釈は、当時の実態からしてきわめて不自然であるといわねばならない。そもそも、【史料四】の後半

部分において、「守護職補任の論旨をぞ申し成されける」と記されている点からも、守護職補任【史料四】の場合は再任）が論旨でなされたのは間違いない。よって、ここでいう「御辞状」は任命書の意ではなく、「職を辞退する意思を記して上申する文書」、つまり播磨の国司・守護を兼帯する義貞の辞表を要求したと解釈するのが妥当であろう。円心が守護職再任の論旨だけではなく、義貞本人に対してわざわざ辞表の提出を求めたと描かれているのは、建武政権から離反した直接の動機が播磨国をめぐる義貞との対立であったことを象徴している。

【史料五】建武二年十一月二十八日山内通継讓状<sup>27)</sup>

(足利尊氏)  
(花押)

一、備後国津田郷地頭職事

一、遠江国飯田庄内加保村地頭職事

一、伊賀国嶋原郡司職事

一、京都西岸寺御堂事

右件所領者、通継重代相伝私領也。雖<sup>レ</sup>然依<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>実子<sup>一</sup>、他姓之孫嫡子里見土用鶴殿、為<sup>二</sup>養子<sup>一</sup>（令改姓、号山内所讓渡也。親父新田里見支部大輔義俊、当年六月中、於播磨国府中、自<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>墮<sup>レ</sup>命、以来令<sup>二</sup>養育<sup>一</sup>一処也。雖<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>他姓<sup>一</sup>、且云<sup>二</sup>孫嫡子<sup>一</sup>、且云<sup>二</sup>養子<sup>一</sup>、旁以其志深切之間、一円所<sup>二</sup>讓与<sup>一</sup>也。依<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>当歳子<sup>一</sup>、雖<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>斟酌<sup>一</sup>、自<sup>二</sup>関東<sup>一</sup>將軍家御上洛之由承及馳<sup>二</sup>参于海道<sup>一</sup>、向<sup>二</sup>戰場<sup>一</sup>之上者、存命不定者歟。仍先所<sup>レ</sup>渡讓状<sup>一</sup>也。更不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>親類他人之妨<sup>一</sup>、聊称<sup>二</sup>通継之子孫<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>彼所領<sup>一</sup>、有<sup>二</sup>望申輩<sup>一</sup>者、可<sup>レ</sup>申<sup>二</sup>行罪科<sup>一</sup>者也。仍為<sup>二</sup>後証<sup>一</sup>、相<sup>二</sup>副代々御下知証文<sup>一</sup>、讓状如<sup>レ</sup>件。

建武二年十一月廿八日

(山内首藤)  
藤原通継 (花押)

(外題) 此讓状、可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>知行<sup>一</sup>状如<sup>レ</sup>件。

赤松円心の建武政権離反

建武二年六月廿三日

【史料五】は建武二年十一月に挙兵した足利方へ参陣するにあたり、山内首藤通継が養子土用鶴丸に宛てた讓状である。土用鶴丸の実父は新田氏一族の里見義俊で、峰岸純夫氏によれば義貞のもとで播磨の目代ないしそれに準じる立場で新田氏の支配を支えていた重要人物であった。ところが、里見義俊は本文中にあるように建武二年六月に播磨府中で没したらしい。「被<sup>レ</sup>墮<sup>レ</sup>命」という表現について峰岸氏は、「病死というよりは殺害されたというニュアンスが強い」と述べ、「赤松方による里見義俊の攻殺のような事態」があったと推定している。ここまで述べてきたように、円心は護良親王と手を切り、親王派を討伐してまで播磨守護職を確保しようとした。にもかかわらず守護職を奪われた円心の怒りの矛先は、親王の政敵であった尊氏よりも、むしろ義貞や後醍醐天皇へと向けられたに相違ない。あらためて【史料四】をみると、「降参不義の輩」や「手の裏を翻すやうなる論旨」など、倒幕戦の最終段階で官軍となった義貞と「播磨国守護職不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>」との言葉を反故にした後醍醐天皇に対する皮肉を述べている点が目を引く。もちろん、物語上の台詞が事実であったというつもりはないが、ここには円心の怒りと失望が端的に描写されており、里見義俊の死をめぐる峰岸氏が想定するような事態があった可能性は十分考えられる。

里見義俊の死の直後、信濃国で挙兵した北条時行が鎌倉を占領すると、尊氏は建武二年八月に関東へ下向してこれを鎮圧したが、後醍醐天皇の帰京命令に応ずることなく鎌倉に留まった。同年十一月には足利直義が新田義貞の誅伐を掲げて兵を集め始め、尊氏討伐に派遣された義貞と戦端を開いた。義貞を敵視し、後醍醐天皇に失望していた円心にとって、「新田義貞の誅伐」という足利方の呼びかけはまさに時宜に適っていたといえよう。

## おわりに

以上、従来は円心の播磨守護職解任と関連させて論じられることになった日静書状を手がかりに、円心が建武政権から離反した背景を再検討してきた。

日静書状の内容、および建武元年八月二十日に円心が播磨守護職を安堵されている点を勘案すれば、円心が護良親王の失脚に連座するかたちで建武元年十月前後に守護職を失ったとは考えがたい。円心は建武元年十二月九日から建武二年六月までの間に義貞に守護職を奪われたのであり、義貞との対立こそが、建武政権から離反する主たる動機であったと考えられる。

円心が守護職を解任された要因を義貞との関係に求める見解は、これまでもなかつたわけではない。ただ、その場合も義貞の国司としての活動がみえ始める元弘三年十月、ないし護良親王が征夷大將軍を解任された元弘三年八月末からほどなく守護職を解任されたと考えられてきた。本稿ではこうした先行研究とは幾分異なる見方を提示できたのではないかと思う。とはいえ、史料制約から推測に頼らざるを得ない部分も多く、また、円心と護良親王との決別が、後に赤松則祐が興良親王を奉じる際にいかなる影響を及ぼしたかなどについても検討の余地を残している。これについては今後の課題としておきたい。

## 注

- ① 京都大学文学部国語学国文学研究室編『京大本梅松論』（京都大学文学部国語学国文学研究室、一九六四年）三〇～三二頁、三六～三七頁。
- ② 市沢哲「太平記とその時代」（同編『太平記を読む』吉川弘文館、二〇〇八年）五～九頁、同「鎌倉幕府滅亡から南北朝内乱期における赤松氏―その行動の特色について―」（兵庫県立歴史博物館編『特別展「赤松円心・則祐」兵庫県立歴史博物館、二〇一二年）、同「十四世紀の内乱と赤松氏の台頭」（『大手前大学史学研究所紀要』一二号、二〇一八年）六～八頁。以下、再掲の場合は副題を省略する。

- ③ 前田徹「観応の擾乱と赤松則祐」（同『中世後期播磨の国人と赤松氏』清文堂、二〇一二年、初出は二〇一二年）。
- ④ 森茂暁『皇子立ちの南北朝―後醍醐天皇の分身―』（中央公論新社、二〇〇七年、初出は一九八八年）六七～七一頁、同「大塔宮護良親王令旨について」（同『中世日本の政治と文化』思文閣出版、二〇〇六年、初出は一九九一年）。
- ⑤ 高坂好『赤松円心・満祐』（吉川弘文館、一九七〇年）四四～四七頁、新井孝重『護良親王―武家よりも君の恨めしく渡らせ給ふ―』（ミネルヴァ書房、二〇一六年）二六三～二六五頁。
- ⑥ なお、筆者は亀田俊和・杉山一弥編『南北朝武将列伝 北朝編』（戎光祥出版、二〇一二年）で「赤松円心・則祐」の項を執筆した際におおまかな見通しを記しておいた。しかし、書物の性格と紙幅の都合上、意を尽くせなかつたところがある。本稿は当該項目に記すことができなかつたところを補うものである。
- ⑦ 「安積文書」（『兵庫県史史料編 中世三』四頁）。
- ⑧ 前掲注⑤高坂好『赤松円心・満祐』三七～三八頁。
- ⑨ 前田徹「赤松円心の花押と関係文書の筆跡」（前掲注③前田徹『中世後期播磨の国人と赤松氏』、初出は二〇一〇年）六九～七〇頁。前田氏は冒頭の「二条殿」についても「三条殿」の一画目が料紙ごと欠失したものとみており、「御評定所」は足利直義の三条坊門殿（三条殿）に置かれた評定所であると指摘している。
- ⑩ 「金井文書」（『上郡町史 第三卷 史料編Ⅰ』六三頁）。
- ⑪ 『太平記』第十二卷「千種頭中将の事」（兵藤裕己校注『太平記（二）』岩波書店、二〇一四年）二五〇～二五一頁。
- ⑫ 吉井功兒『建武政権期の国司と守護』（近代文藝社、一九九三年）一四七～一五〇頁。
- ⑬ 「藻原寺所蔵金綱集紙背文書」（『南北朝遺文』関東編一八四号）。
- ⑭ 寺尾英智「茂原市藻原寺所蔵『金綱集』紙背文書について」（佐藤博信

- 編『中世房総と東国社会』岩田書院、二〇一二年）三三三～三三五頁。
- ⑮ 中澤澄男「護良親王略事蹟考」(『史学雑誌』五編一〇号、一八九四年) 四一～四二頁、久米邦武『南北朝時代史』(早稲田大学出版部、一九二七年、初出は一九〇七年) 一五二～一五四頁、中岡精一『改訂大塔宮之吉野城』(吉野叢書刊行会、一九三八年) 七四四～七四五頁。
- ⑯ 岡見正雄校注『太平記(一)』(角川書店、一九七五年) 四三〇～四三一頁。
- ⑰ 依藤保「赤松円心私論―悪党的商人像見直しのためのノート―」(『歴史と神戸』四〇巻二号、二〇〇二年) 二二頁、渡邊大門「赤松氏五代―弓矢取って無双の勇士あり―」(ミネルヴァ書房、二〇一二年) 九～一〇頁、前掲注⑤新井孝重『護良親王』一一四～一一六頁。
- ⑱ 前掲注④森茂暁『皇子たちの南北朝』七六～七七頁、工藤弘樹「糠部南部氏と波木井南部氏」(『地方史研究協議会編』歴史と風土―南部の地域形成―) 雄山閣出版、二〇〇四年) 二二～二八頁。
- ⑲ 「上妻文書」(『鎌倉遺文』三三三～三三五号)。
- ⑳ 前掲注②兵庫県立歴史博物館編『特別展「赤松円心・則祐」』一二四～一二五頁(42日静書状)。
- ㉑ 前掲注①京大文学部国語学国文学研究室編『京大本 梅松論』二二頁。
- ㉒ 『太平記』第十二卷「兵部卿親王流刑の事」(兵藤裕己校注『太平記(二)』岩波書店、二〇一四年)、『保曆間記』(『群書類従第二十六輯』) 五九頁。
- ㉓ 倒幕戦で円心と同じく護良親王と連携していた楠木正成が、親王逮捕の時期に紀伊国の反乱鎮圧に派遣されているのも、後醍醐天皇による周到な計画の存在をうかがわせる。この点については前掲注⑤新井孝重『護良親王』二三〇～二三二頁。
- ㉔ 兵藤裕己校注『太平記(三)』(岩波書店、二〇一五年) 三六～三七頁。
- ㉕ 元弘三年二月三日後醍醐天皇綸旨案(『樺山文書』、『鎌倉遺文』三一九七九号)、元弘三年四月二十八日後醍醐天皇綸旨案(『樺山文書』、『鎌倉遺文』三三二一八号)、元弘三年六月十五日後醍醐天皇綸旨案(『島津家文書』、『鎌倉遺文』三三二七七号)、元弘三年七月十九日後醍醐天皇綸旨(『集古文書―綸旨類横瀬家蔵』、『鎌倉遺文』三三三三〇号)。
- ㉖ なお、室町末期の写本とされる天理図書館蔵『太平記聞書』(青木晃『太平記聞書』)へ『ピブリア』五九号、一九七五年) 二八頁) には、「御辞状ハ、シタイノ状ノコト也」とみえる。
- ㉗ 「山内首藤家文書」(『南北朝遺文 関東編』三四七号)。
- ㉘ 峰岸純夫「建武政権下の新田一族」(新田町誌編さん室編『新田町誌 第四卷 特集編 新田荘と新田氏』新田町、一九八四年) 二四一～二四二頁。
- ㉙ 前掲注②峰岸純夫「建武政権下の新田一族」二四二～二四三頁。
- ㉚ 建武二年十一月二日足利直義軍勢催促状写(『国立国会図書館所蔵有造館本結城古文書写』、『南北朝遺文 関東編』三二五号) ほか。

(帝塚山文学部准教授)